

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2 申請年月日

平成 26 年 5 月 20 日

3 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4 概要

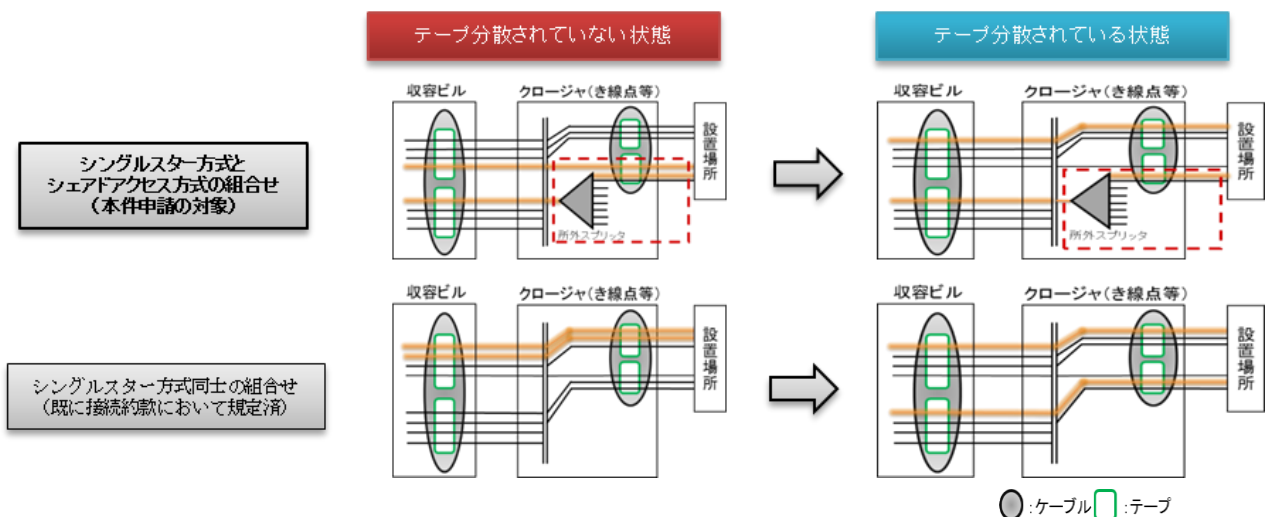
現在、加入光ファイバのシングルスター方式では、複数の加入光ファイバを異なるテープに分散して收容する「テープ分散」(*)に係る確認手続（以下「テープ分散確認手続」という。）が、NTT東西の接続約款において規定されている。

今般、NTT東西利用部門より、新たなサービス提供を行うに当たり、既に接続約款に規定されているシングルスター方式同士の組合せに加えて、シングルスター方式とシェアドアクセス方式の組合せについても、テープ分散確認手続を適用可能とするよう要望があった。

本件は、上記要望を踏まえ、NTT東西が、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 33 条第 2 項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

※ テープを分散させておくことで、テープ単位での故障又は支障移転が発生した場合にも冗長性を確保することが可能となる。

【参考】テープ分散のイメージ



5 主な変更内容

本件は、加入光ファイバのテープ分散確認手続について、新たにシングルスター方式とシェアアクセス方式の組合せについても適用可能とするよう接続約款の規定を変更するものである。

なお、テープ分散確認手続に係る手続費(テープ分散状況調査費及びテープ分散可否調査費)については、実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定に関する接続約款の変更において認可した(平成 26 年 4 月 9 日付け総基料第 82 号)作業単金(NTT東日本:6,168 円、NTT西日本:6,099 円)に作業時間を乗じることにより算定されている。

対象	料金額 (1 区間ごと)			
	シングルスター方式とシェアアクセス方式の組合せ [本件申請の対象]		(参考) シングルスター方式同士の組合せ [既に接続約款において規定済]	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
ア 既設の 2 回線に関する テープ分散の状況調査	2,776 円	2,745 円	2,264 円	2,238 円
イ 新設に伴うテープ分散の可否調査 (事前照会申込みを同時に行う場合)	2,510 円 ※ ¹	2,604 円 ※ ¹	1,992 円 ※ ¹	2,092 円 ※ ¹
ウ 新設に伴うテープ分散の可否調査 (接続申込みを同時に行う場合)	2,510 円 ※ ²	2,604 円	1,992 円 ※ ²	2,092 円
エ ア及びイを同時に行う場合	4,213 円 ※ ¹ ※ ³	—	3,701 円 ※ ¹ ※ ³	—
オ ア及びウを同時に行う場合	4,213 円 ※ ² ※ ³	—	3,701 円 ※ ² ※ ³	—

※¹ 事前照会に係る情報調査費(NTT東日本:4,330 円、NTT西日本:4,178 円(いずれも平成 26 年度適用料金))が別途必要となる。

※² 加入光ファイバの空き芯線はあるがテープ分散は不可の場合で、接続を希望しなかった場合には、事前照会に係る情報調査費(NTT東日本:4,330 円(平成 26 年度適用料金))が別途必要となる。

※³ 調査により既設回線のテープが分散されていた場合には、アに係る手続費のみとなる。

6 諮問を要しない理由

本件は、既に接続約款において規定されているテープ分散確認手続について、実施する確認内容及び手続費の算定方法は変更せず、適用される設備の対象を追加し対象範囲のみを拡大するものであることから、法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。